

新潟県林業土木工事検査要領

制 定：昭和53年10月13日 林第1310号
最終改正：令和8年3月19日 治第979号

(目 的)

第1 この要領は、建設工事執行規程（昭和49年8月新潟県訓令第27号。以下「執行規程」という。）及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）別記建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）による農林水産部林政課及び治山課が所管する建設工事（以下「林業土木工事」という。）の適正な施工を確保するため、工事検査に関し、必要な事項を定め、検査の適正な実施と公正かつ厳正を期することを目的とする。

(適用の範囲)

第2 この要領は、林業土木工事の臨時検査及び完成検査に適用する。

(本庁請負工事及び本庁派遣検査工事の検査員の指定)

第3 地域振興局の農林振興部長、農林水産振興部長又は津川地区振興事務所長（以下「振興部長等」という。）は、本庁請負工事及び本庁派遣検査工事の臨時検査及び完成検査について、毎月15日までに翌月分の検査予定表（別紙様式1）を、治山課長に提出するものとする。

2 治山課長は、主務課長と協議し、検査員の指定を行うとともに、本庁検査予定表（別紙様式2）により、検査日時等を振興部長等に通知するものとする。

(委任請負工事の検査員の指定)

第4 振興部長等は、委任請負工事（本庁派遣検査工事を除く。）の臨時検査及び完成検査を行うため、次に掲げる者を検査員に指定することを原則とする。

- (1) 振興部長等、副部長（森林・林業担当）又は副所長
- (2) 林業振興課長又は同課技術専門員
- (3) 森林施設課長

(検査の方法)

第5 検査は、執行規程に基づくほか、設計図書と対比し、別表1「林業土木工事検査技術基準」により現地において出来形、品質等を確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、積雪等やむを得ない理由により現地での出来形確認ができない場合は、次の記録資料により検査を行うものとする。

- (1) 工事記録簿、工事打合簿、工事日誌
- (2) 材料確認書、材料受払簿、材料納入伝票
- (3) 段階確認書、施工状況把握表、品質管理試験成績
- (4) 工事出来形測定資料、工事中写真
- (5) その他別に定める資料

(検査結果の合否の判定)

第6 検査結果の合否の判定は、設計図書及び施工管理基準の規格値に依拠し、構造上及び目的達成上支障がないと認められる場合は合格とする。

2 検査の結果、不完全な箇所が軽微で補修又は改造が短時間で完了しうると認めるときは、検査員限りで手直指示書（別紙様式3）により、手直しを指示するものとする。

(臨時検査の結果通知)

第7 検査員は、臨時検査の結果を臨時検査結果通知書（別紙様式4）により受注者に通知しなければならない。

(附 則)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

林業土木工事検査技術基準

林業土木工事検査要領に定められている検査内容の確認方法の基準を次のとおり定める。
なお、この基準により難しい場合は、公正妥当な方法で出来形を確認するものとする。

I 工事实施状況に対する検査事項

1 施工管理状況

- (1) 工程管理記録の整備状況
- (2) 出来形管理記録の整備状況
- (3) 品質管理記録の整備状況
- (4) 測定値の正確度及び規格値との関係
- (5) 生コンクリート及びアスファルトの配合承認資料の整備状況
- (6) 土木材料、生コンクリート、アスファルト及びその他材料、二次製品等の納入伝票及び試験成績表の整備状況

2 施工状況

- (1) 工事中写真の整備状況
- (2) 出来形確認資料（写真、その他）の整備状況
- (3) 安全管理実施確認資料（写真、その他）の整備状況
- (4) 土質、地質の確認資料（写真及びサンプリング）の整備状況
- (5) 水中又は地下埋設その他外部から明視できない部分の施工状況の確認資料（写真及びその他）の整備状況

II 共通、出来形、品質、検査基準

1 共通的な検査

| 検 査 内 容 | 検 査 方 法 |
|------------------------|---|
| 延 長 の 検 査 | 起終点間及び各測点間について、適宜必要に応じて計測する。 |
| 幅員、のり長、のりこう配、高さ及び深さの検査 | 各測点について適宜必要に応じて計測する。 |
| 計画高、縦断こう配及び横断こう配の検査 | 計画高は、必要あると認めるときは基準点（仮基準点を含む。）から測定する。縦断、横断こう配は、各測点間について、適宜必要に応じて計測する。 |
| 主 要 資 材 の 検 査 | 規格、品質、数量等を写真及び関係書類等によるほか、必要に応じて実地検査により判定する。 |
| 構 造 物 の 検 査 | (1) 長さ、幅、高さを計測する。 (2) コンクリート構造物については、 検査員の判断により テストハンマー（シュミットハンマー等）その他の方法で表面強度を判定するとともにボーリング注水試験、コンクリートの充填程度、漏水の有無等を判定する。また、必要に応じてコア採取によるコンクリートの圧縮強度試験を行い判定する。 (3) のり覆工、石積、ブロック積工については、抜取検査を行い判定する。 (4) 品質管理の資料により判定する。 |
| 写 真 に よ る 検 査 | 基礎及び根入長等は、施工写真等により判定する。 |
| 残 土 処 理 の 検 査 | 土砂の処理状況を出来形管理及び施工写真等の資料により判定する。また、必要に応じて処理場所を確認する。 |
| 跡 片 付 け の 検 査 | 現場の整理等を確認する。 |

2 出来形検査

| 工 種 | 検 査 内 容 | 検 査 方 法 |
|--|------------------------------|--|
| 土 工 一 般 | 道路土工及び堤工は基準高、幅、のり長、のりこう配 | 施工延長300m未満のものは2箇所以上 施工延長300m以上のものは200mごとに1箇所以上 |
| 路 盤 工 | 基準高、幅、厚さ、横断こう配 | 施工延長300m未満のものは2箇所以上 施工延長300m以上のものは200mごとに1箇所以上 厚さの照査は、左右千鳥にする。 |
| 舗 装 工 | 基準高、幅、厚さ、横断こう配、平坦性 | 厚さは、コアーにより照査し、基準高、幅、横断こう配及び路肩寸法は、施工延長300m未満のものは2箇所以上 施工延長300m以上のものは200mごとに1箇所以上 |
| 管 渠 工、 函 渠 工 | 基準高、幅、厚さ、高さ、長さ | 函渠、管渠は、同種構造物ごとに任意の部分につき2箇所以上 |
| 法積工、石積（張）工、ブロック積（張）工 | 基準高、天端幅、厚さ、のり長、のりこう配 | 施工延長40m未満のものは2箇所以上 施工延長40m以上のものは40mごとに1箇所以上 |
| コンクリートよう壁工、側溝工、水路工 | 基準高、幅、厚さ、高さ、長さ | 同種構造物について 施工延長40m未満のものは2箇所以上 施工延長40m以上のものは40mごとに1箇所以上 |
| 防 潮 工 海 岸 根 固 工 | 基準高、幅、厚さ、長さ | 施工延長100m未満のものは2箇所以上 施工延長100m以上のものは50mごとに1箇所以上 |
| 治 山 ダ ム 工 | 基準高、幅、厚さ、高さ、長さ、こう配 | 工種ごとに適宜決定する。 |
| 橋 梁 下 部 工 | 基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長 | スパン長は、各スパンごとに、その他は同種構造物につき1基以上 |
| 橋 梁 上 部 工 | 基準高、幅、主要寸法 | 工種ごとに適宜決定する。 |
| ト ン ネ ル | 基準高、幅、厚さ、高さ、延長 | 両坑口部のほか、施工延長100m未満のものは3箇所以上 100m以上のものは200mごとに1箇所以上 |
| そ の 他 構 造 物 | 工種に応じ、基準値、幅、厚さ、高さ、深さ、のり長、長さ等 | 同種構造物ごとに適宜決定する。 |
| 植 栽 工 | * ¹ 植栽面積、植栽状況 | 面積は、測辺長及び測角を任意に抽出し測定する。 植栽状況は、植栽本数、植栽間距離など施工状況の確認を行う。 |
| 保 育 | 面積、* ² 作業状況 | 面積は、測辺長及び測角を任意に抽出し測定する。 作業状況の確認を行う。 |
| 土 留 工 | 基準高、厚さ、高さ、延長 | 適宜決定する。 |
| 堆 砂 工 | 垣高、垣間隔、延長 | 100m未満のものは2箇所以上 施工延長100m以上のものは50mごとに1箇所以上 |
| 防 風 工 静 砂 工 誘 砂 工 | 垣間隔、垣高 | 適宜決定する。 |
| 集 水 井 工 ラ イ ナ ー 井 コ ン ク リ ー ト コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク | 基準高、内径、壁厚 | 1基ごと4箇所計測 |
| 杭 打 工 | 杭頭高及び地盤高 杭頭中心位置 | 杭の配列、杭頭の基準高は、任意抽出のうえ計測 |

備考

- (1) 照査は、現地について行うことを原則とするが、特別の事由により実地に照査できない場合及び該当工事の主体とならない工種については出来形管理図、出来形図、出来形測定表及び工事写真等の記録により照査することができるものとする。
- (2) この基準により難しい場合は、適宜決定し実施するものとする。

※1 地拵えから植付けまで一連に行われる場合は、植付け完成時に行い、複数年等で一連に行われない場合は、地拵え植付け共に完成時に行う。

※2 管理プロット等により作業の実施状況を確認する。

3 品質検査

| 工種 | 検査項目 | 検査対象 | 検査内容 | 検査方法 |
|---------------|---|----------------------|---|---|
| 共通 | 出来映え | 適宜 | 仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全面的な外観は良好か。 | 主に観察により検査する。また、場合により実測する。 |
| | 構造物等の機能 | 同上 | 構造物又は付属設備等の性能は、設計図書等と対比して適切か。 | 主に実際に操作してみて検査する。 |
| | 材料 | 同上 | 品質及び寸法は、設計図書等と対比して適切か。 | 観察又は品質証明により検査する。また、場合により実測又は試験する。 |
| 土工 | イ 土質又は岩質 ロ 支持力又は密度 | 出来形寸法検査基準の検査対象に準ずる。 | イ 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 ロ 支持力又は密度は、設計図書等と対比して適切か。 | 主に施工管理記録及び観察により検査する。また、場合により実測する。 |
| 路盤工 | イ 合成粒度又は岩質 ロ 支持力又は密度 | 同上 | イ 路盤材料の合成粒度は、設計図書と対比して適切か。 ロ 支持力又は締固め密度は、設計図書と対比して適切か。 | 施工管理記録及び観察により検査する。また、必要に応じて実測する。(出来形寸法検査箇所) |
| セメントコンクリート工 | コンクリートの強度 | 出来形寸法検査基準対象に準ずる。 | コンクリートの強度は、設計図書等と対比して適切か。 | イ 施工管理記録及び観察から検査する。 ロ 検査員の判断*により表面強度を試験する。また、場合によりコアを試験する。 |
| | コンクリートの水密性 | 別紙注水検査要領による。 | コンクリートが均一に施工されているか。 | 検査員の判断*によりさく孔し、注水試験により検査する。 |
| アスファルトコンクリート工 | イ アスファルト使用量 ロ 骨材粒度 ハ 密度 ニ 打設温度 | 出来形寸法、検査基準の検査対象に準ずる。 | アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び打設温度は、設計図書と対比して適切か。 | 主に既に採取されたコア及び現地の観察並びに施工管理記録により検査する。また、場合により試験する。 |
| 基礎工 | イ 支持力 ロ 上部構造部との関係 | 適宜 | イ 支持力は、設計図書と対比して適切か。 ロ 基礎の位置、上部との接合等は適切か。 | 主に施工管理記録及び観察により検査する。また、場合により試験する。 |

※ 遮水構造物の打継目から漏水、浸みだしが発生している場合や、構造物表面にクラック等が発生してコンクリート強度が設計図書を満足していないと想定される場合以外は不要と判断する。

コンクリート注水試験要領

検査員が注水試験を必要とした場合は、下記により実施する。

| 工 種 | 検 査 対 象 | 検 査 方 法 |
|---------------------------------------|--|---|
| 石積（張）工、 コンクリート積（張）工等 コンクリートよう壁工 | 施工延長40m未満のものは2箇所 以上 施工延長40m以上のものは40mご とに1箇所以上 | 天端にさく孔し、注水試験を行い、 胴コン、裏コンのてん充程度及び水密 性を検査する。（さく孔深は、天端で 1.0m程度とする。） |
| 防 潮 工 | 施工延長100m未満のものは2箇所 以上 施工延長100m以上のものは50mご とに1箇所以上 | 天端及び法面にさく孔し、注水試験 を行い、コンクリートのてん充程度及 び水密性を検査する。（さく孔深は、 コンクリート厚さの70%程度又は1 m 程度とする。） |
| 治 山 ダ ム 工 等 | 1 治山ダム工は、天端に1箇所、 法面に2箇所以上。ただし、流路 工等で小規模な場合は、適宜箇所 数を決定して行う。 2 水叩工は1箇所とする。 3 その他は、適宜決定して行う。 | 天端及び法面にさく孔し、注水試験 を行い、コンクリートのてん充程度及 び水密性を検査する。コンクリート打 継目のある場合は、打継目まで達する ようにさく孔する。（さく孔深は、コ ンクリート厚さの70%程度又は1 m程 度とする。） |
| その他コンクリート構造物 | 適宜決定して行う。 | 天端及び法面にさく孔し、注水試験 を行い、コンクリートのてん充程度及 び水密性を検査する。（さく孔深は、 コンクリート厚さの70%程度又は1 m 程度とする。） |

備 考

コンクリート根固工等の異型ブロックは、原則として注水試験は行わない。

〇〇 年 月分（県営・補助）本庁検査予定表

* 注水試験を必要とする工種がある場合は、事前に担当検査員に注水試験実施の有無の確認を受けて下さい。

〇〇 年 月 日 現在

| 日 | 曜日 | 村上地域振興局 | | 新潟地域振興局 | | 津川地区振興事務所 | | 長岡地域振興局 | | 南魚沼地域振興局 | | 上越地域振興局 | | 上越東農林事務所 | | 糸魚川地域振興局 | | 佐渡地域振興局 | | | | |
|----|----|---------|-----------|---------|----|-----------|-----|---------|-----------|----------|----|-----------|-----|----------|-----------|----------|----|-----------|-----|----|-----------|-----|
| | | 種別 | 路線名又は箇所番号 | 検査員 | 種別 | 路線名又は箇所番号 | 検査員 | 種別 | 路線名又は箇所番号 | 検査員 | 種別 | 路線名又は箇所番号 | 検査員 | 種別 | 路線名又は箇所番号 | 検査員 | 種別 | 路線名又は箇所番号 | 検査員 | 種別 | 路線名又は箇所番号 | 検査員 |
| 1 | 火 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 木 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 土 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 火 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 木 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 土 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 火 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 木 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | 金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | 土 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | 火 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | 木 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | 金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | 土 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 | 火 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30 | 水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 0件 | | 0件 | | 0件 | | 0件 | | 0件 | | 0件 | | 0件 | | 0件 | | 0件 | | 0件 | | 0件 |

様式 3

手 直 指 示 書

年 月 日

(地域振興局農林(水産)振興部又は
新潟地域振興局津川地区振興事務所経由)
受注者 様

検査員

印

| 工 事 番 号 路 線 名 | 工 事 名 | 工 事 場 所 |
|---|-----------|---------------------|
| | | |
| 本日の検査の結果、下記について不完全と認めたので、年 月 日までに、 補修又は改造してください。 | | |
| 記 | | |
| 上記指示事項を確認します。 | | |
| | | 年 月 日 |
| 受注者 現場代理人 | | 印 |
| 上記について、手直しを完了したので報告します。 | | |
| | | 年 月 日 |
| 検査員 様 | | 受注者 印 |
| 手直し の確認 | 年 月 日 | 1 現地 2 資料 3 その他 () |
| | 確認者 職 氏 名 | 職 氏名 印 |

様式4

| 臨時検査結果通知書 | | | |
|--|--|---------|----------------------|
| 工 事 名 | | | |
| 工 事 番 号 路 線 名 | | 工 事 場 所 | |
| 工 事 内 容 | | | |
| 受 注 者 | | 請 負 金 額 | 円 |
| 工 期 | 着 工 年 月 日 完 了 年 月 日 | 立 会 人 | 受注者 現場代理人 県 主任監督員 |
| <p>年 月 日 の臨時検査の結果は次のとおりでした。</p> <p style="margin-left: 40px;">① 検査対象工事については不都合ありません。 2 下記事項について所要の措置をとってください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(〇〇地域振興局 農林振興部 経由)</p> <p style="margin-left: 40px;">受注者 株式会社 〇〇組 代表取締役 〇〇 〇〇 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">検査員 林業土木工事検査監 〇〇 〇〇</p> | | | |
| 項 目 | 指 示 及 び 改 善 を 要 す る 事 項 | | |
| 工 程 管 理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ | | |
| 出 来 高 及 び 出 来 形 管 理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ | | |
| 品 質 及 び 品 質 管 理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ | | |
| 安 全 管 理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ | | |